

第26号議案

ふじみ野市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

ふじみ野市監査委員に関する条例（平成17年ふじみ野市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条中「及び第5項の規定による監査並びに同条第7項、第235条の2第2項及び」を「、第5項及び第7項並びに第235条の2第2項並びに」に改める。

第8条第1項中「、第243条の2第3項」を「並びに第243条の2の2第3項」に、「同法」を「地方公営企業法」に改め、同条第2項中「及び提出、」、「報告、」及び「公表、」の次に「法」を加え、「の規定による監査の結果に関する報告の提出、」を「及び」に、「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市監査委員に関する条例の一部を改正したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。